

# 第1編 一般共通事項

## 第1章 総則

### 1-1-1 適用

1. この土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、大阪市水道局（以下「発注者」という。）が工事請負契約書（以下「契約書」という。）により施工する土木工事に適用する。
2. 共通仕様書は、工事に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
3. 契約書に添付されている特記仕様書、図面、請負工事費明細書（内訳書を含む）に記載された事項は、共通仕様書に優先する。
4. 特記仕様書、図面、請負工事費明細書（内訳書を含む）の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
5. 受注者は、契約図書に特別に定めがある場合を除き、仮設、施工方法、その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、その責任において定めなければならない。
6. 受注者は、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守するとともに、諸法令等（設計図書に定める通達・指針類を含む。）に定められる各種の責任者、作業主任者、または技術者等が所定の業務に従事するよう管理しなければならない。
7. 受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約書第27条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りでない。
8. 設計図書は、特に指定する場合を除き、SI単位を使用するものとする。
9. 発注者が、受注者から収集した受注者に関する個人情報、工事の施工上、発注者が必要な場合のみに利用するものであって、それらの個人情報の利用に当たって大阪市個人情報保護条例の主旨を踏まえ、その規定を遵守するものとする。
10. 工事には、発注者の定める検査要領を適用する。
11. 本仕様書において引用している各種基準、規格、規定、法令等については、常に最新のものを参照しなければならない。

### 1-1-2 用語の定義

1. 「監督員」とは、契約書第10条第1項に基づき、発注者が定める職員総括監督員ならびに主管監督員及び担当監督員を総称していう。
  - (1)「総括監督員」とは、監督業務を統括し、主管監督員及び担当監督員を指揮監督するとともに、必要な指導及び調整を行う者をいう。
  - (2)「主管監督員」とは、総括監督員の命を受けて担当監督員の指揮監督を行う者をいう。
  - (3)「担当監督員」とは、工事に係る契約書や設計図書等の内容並びに工事の状況を十分把握

握した上で、指示、承諾又は協議、立会、工程の管理、使用材料の試験、若しくは検査、確認等を行い、工事が契約どおり適正に施工されるよう監督業務を行う者をいう。

2. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
3. 「設計図書」とは、仕様書、請負工事費明細書（内訳書を含む）、図面、現場説明書とこれに対する質問回答書をいう。
4. 「仕様書」とは、各工事に共通する共通仕様書と工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
5. 「共通仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成したものをいう。
6. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
7. 「現場説明書」とは、工事の入札参加者に対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
8. 「質問回答書」とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件や現場説明書及び説明に関する質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
9. 「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、共通仕様書に記載されている弁栓室類標準図集、制水弁保護ブロック標準図集及び異形管防護標準図集並びに発注者から変更又は追加された設計図及び工事完成図等をいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。
10. 「請負工事費明細書（内訳書を含む）」とは、工事施工に関する工種、設計数量、規格及び金額を示した書類をいう。
11. 「指示」とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について、原則として書面をもって示し、実施させることをいう。
12. 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。
13. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者若しくは監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
14. 「提出」とは、監督員が受注者に対し又は受注者が監督員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
15. 「提示」とは、監督員が受注者に対し又は受注者が監督員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
16. 「報告」とは、受注者が監督員に対し、工事の状況又は結果について、書面をもって知らせることをいう。
17. 「通知」とは、監督員が受注者に対し又は受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
18. 「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印した

ものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリ又は電子媒体等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。なお、電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。

19. 「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
20. 「立会」とは、契約図書に示された項目において、監督員が臨場し、内容を確認することをいう。
21. 「受理」とは、契約図書に基づき、監督員、受注者が相互に提出された書類を受け取り、内容を把握することをいう。
22. 「了解」とは、受注者が監督員の指示を理解して聞き入れることをいう。
23. 「届出」とは、受注者が監督員に対し、工事に関する事項について書面をもって届け出をいう。
24. 「段階確認」とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
25. 「工事検査」とは、検査員が契約書第32条、第39条、第40条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
26. 「中間技術検査」とは、検査職員が工事の施工途中で出来形及び管理状況の確認を行うことをいう。ただし、工事請負代金の支払いを伴うものではない。
27. 「検査員」とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、工事検査及び技術検査を行うために発注者が定めた者をいう。
28. 「同等以上の品質」とは、品質について、設計図書で指定する品質又は設計図書に指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関の保証する品質の確認を得た品質、若しくは監督員の承諾した品質をいう。なお、試験機関の品質確認のために必要となる費用は受注者の負担とする。
29. 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間並びに完成図書提出日を含めた着工期日から完成期限までの期間をいう。着工期日は、特に明記が無い限り、契約日とする。
30. 「工事開始日」とは、前項に規定する着工期日又は設計図書において規定する着工期日をいう。
31. 「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事、又はそのための準備工事（試験掘削、現場事務所等の建設、工事現場測量等の他、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む）の初日をいう。
32. 「工事」とは、本体工事及び仮設工事又はそれらの一部をいう。
33. 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
34. 「仮設工事」とは、各種の仮工事であつて、工事の施工及び完成に必要なとされるものをいう。
35. 「現場」とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
36. 「現場発出品」とは、工事の施工により工事現場において副次的に生じたもので、その所有

権は発注者に帰属する。

37. 「SI」とは国際単位系をいう。

38. 「JIS規格」とは、日本工業規格をいう。また、設計図書のJIS製品記号は、JISの国際単位系(SI)移行(以下「新JIS」という。)に伴い、すべて新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読み替えて使用出来るものとする。

39. 「JWWA規格」とは、日本水道協会規格をいう。

40. 「JDKA規格」とは、日本ダクタイル鉄管協会規格をいう。

### 1-1-3 設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図又は複写した図面等(電子情報を含む。)を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えるものとする。

2. 受注者は、工事費見積りに当たって、設計図書を吟味するとともに現場を十分調査して工事内容を理解しておかなければならない。

3. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第19条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実の確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。

また、受注者は監督員から更に詳細な説明書又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

4. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ又は伝達してはならない。

### 1-1-4 請負代金内訳書

1. 受注者は、契約書第4条に規定する請負代金内訳書(第7編 様式-1)を設計図書の請負工事費明細書(内訳書を含む)に基づき作成し、発注者に提出しなければならない。また、契約の変更についても同様とする。

2. 監督員または発注者は、請負代金内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができるものとする。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。

### 1-1-5 工程表

受注者は、契約書第4条に規定する工程表(第7編 様式-6)を作成し、監督員を経由して発注者に提出しなければならない。ただし工程は、契約書に明記した完成期限までに工事目的物を発注者に引渡すものでなければならない。

### 1-1-6 施工計画書

1. 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出するとともに、受注者は施工計画書を遵守し工事の施工に当らなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載するものとする。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略する

ことができるものとする。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 主要機械
- (5) 主要資材
- (6) 施工方法
- (7) 施工管理計画
- (8) 緊急時の体制及び対応
- (9) 工事現場管理及び安全管理
- (10) 交通管理
- (11) 環境対策（騒音、振動対策等）
- (12) 現場作業環境の整備（イメージアップ等）
- (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (14) 仮設備計画
- (15) 有価物の処分計画
- (16) 安全衛生対策書（浄水場等構内工事に限る。）
- (17) 工事写真撮影計画書（第6編第3章第4節3. 工事写真撮影計画書記載例 参照）
- (18) その他

2. 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度、当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を監督員に提出しなければならない。

3. 受注者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、更に詳細な施工計画書を提出しなければならない。

#### 1-1-7 工事实績情報の通知書作成、登録及び登録内容確認書の提出

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、受注・訂正・変更・完成時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」（登録機関の様式による）を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録変更時には、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出は省略できるものとする。（「登録機関」とは、財団法人日本建設情報総合センターをいう。）

#### 1-1-8 監督員

1. 発注者は、工事における監督員を定め、受注者に通知するものとする。

## 2. 受注者には、主として主管監督員及び担当監督員が対応する。

3-2. 当該工事における監督員の権限は、契約書第10条第2項に規定した事項である。また、主管監督員、担当監督員及び発注者職員も同様の権限を有するものであり、受注者は、主管監督員、担当監督員及び発注者職員から指示等を受けた場合は、これに従わなければならない。

4-3. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、監督員が受注者に対し、口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等を行った場合には、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

### 1-1-9 工事用地等の使用

1. 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

2. 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

3. 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、必要な届出を行うとともに善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとし、目的外に使用してはならない。

4. 受注者は、第3項に規定した工事用地等の使用終了後は設計図書の定め又は監督員の指示に従い復旧の上、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の途中において、発注者が返還を要求したときも遅滞なく発注者に返還しなければならない。

5. 発注者は、第3項に規定した工事用地等について、受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除する。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

### 1-1-10 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り工事開始日後30日以内に着手しなければならない。

### 1-1-11 調査・試験に対する協力

1. 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

2. 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査等の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

(1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。

(2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

(3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

(4) 対象工事の一部について下請負契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

3. 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査、施工形態動向調査及び施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

4. 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合は、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。また、調査・試験等の成果を発表する場合は、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

#### 1-1-12 設計図書の変更

1. 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

2. 受注者は、契約書第 19 条第 1 項に規定する確認を請求した結果、設計図書の訂正、または変更が必要となる場合は、設計変更協議書に関係図面、数量計算書及び参考資料を添付した書類（以下「設計変更協議書類」という。）を作成し、設計変更協議書類およびその写しを監督員に提出しなければならない。設計変更協議書類の写しは、監督員の指示により省くことができる。

3. 監督員は、契約書第 19 条第 4 項に規定する設計図書の訂正または変更、契約書第 20 条に規定する設計図書の変更、契約書第 31 条第 1 項に規定する請負代金額の変更に代える設計図書の変更を行う必要がある場合は、設計変更実施指示書により受注者に通知を行うものとする。

4. 前項の設計変更実施指示書を受けた受注者は、設計変更実施請書（第 7 編 様式-32）を作成し、監督員に提出しなければならない。

#### 1-1-13 工期変更

1. 契約書第16条第7項、第18条第1項、第19条第5項、第20条、第21条第3項、第22条及び第41条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

ただし、監督員から請求があった場合、受注者は事前協議に第2項に規定する変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料の当該写しを提出しなければならない。

2. 受注者は、前項に規定する事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約

書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を作成し、監督員に提出しなければならない。

3. 受注者は、契約書第23条第1項に基づき、工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表、その他必要な資料を添付の上、契約書第24条2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を作成し、監督員に提出しなければならない。

#### 1-1-14 支給材料

##### 1. 材料の支給及び保管

- (1) 支給材料は、設計図書に基づき、発注者が受注者に支給するものとする。
- (2) 支給材料の運搬並びに保管は、その機能を損なわないようゴム類や内面エポキシ樹脂粉体塗装面に直射日光を当てないようにするとともに、管類の端部を遮蔽する等、受注者の責任において行うものとし、その取扱いは慎重に行わなければならない。
- (3) 受注者は、材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、下記のとおり配積し、これを保管しなければならない。

(配積方法)

- ①管の下には木材を敷く。
  - ②受け口と挿し口を交互にして積み、受け口部で隣の管を傷つけないようにする。
  - ③両端には、必ず歯止めをする。
- (4) 支給材料にき損等の事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告し、その指示に従わなければならない。
  - (5) 支給材料の引渡しを受けたときは、7日以内に受領書を監督員に提出しなければならない。
  - (6) 受注者は、支給材料についての受払簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかななければならない。なお、監督員から提出を求められた場合は、受払簿を監督員に提出しなければならない。

##### 2. 材料の返納

- (1) 受注者は、未使用の支給材料又は貸与品の返還については、監督員の指示に従うものとする。なお、返納が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
- (2) 受注者は、支給した直管類の変形使用残管及び仮配管、洗浄排水に使用した材料についてはすべて自らの責任において処分するものとする。

##### 3. 支給材料の引渡場所及び引渡時期

契約書第16条第1項に規定する「引渡場所」及び「引渡時期」については、次によるものとする。

- (1) 支給材料は、原則として現場にて引渡すものとする。
- (2) 引渡し時期等の詳細については、監督員の指示によるものとする。

##### 4. 直管の切用管使用について

支給材料の直管を切用管として使用する場合は、最も経済的な切管として使用しなければ

ならない。

5. 受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。

6. 支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも、発注者に属するものとする。

#### 1-1-15 工事現場発生品等

1. 受注者は、工事施工によって発生する現場発生品及び撤去品等の処理については設計図書によるものとし、不用品処分報告書（第7編 様式-34）を作成し、監督員に提出しなければならない。また、自由処分と設計図書で指定されているものであっても処分先を明確にしなければならない。

2. 受注者は、機器類の撤去品については、前項に規定する不用品処分報告書に引き渡し先若しくは処分地先等の必要な事項を記載するものとする。

#### 1-1-16 部分使用

1. 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。

2. 受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、部分払検査又は監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。

#### 1-1-17 履行報告

受注者は、契約書第12条の規定に基づき、履行状況を監督員に報告しなければならない。

#### 1-1-18 工事関係者に対する措置請求

1. 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2. 発注者又は監督員は、主任技術者（または監理技術者）、及び専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

#### 1-1-19 後片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除くとともに、工事検査に必要な足場、はしご、安全施設類等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去しなければならない。

#### 1-1-20 事故対応

受注者は、工事に起因して事故が発生したとき臨機に措置を行うとともに、監督員に状況を報告し、その原因の調査及び復旧を行わなければならない。この場合、「事故報告書」（第7編 様式-30）を指示する期日までに監督員に提出しなければならない。

#### 1-1-21 文化財の保護

1. 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、工事従事者に文化財の重要性を十分認識させ、その保護に努めなければならない。工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を一時中止し、監督員に報告し、その指示に従わなければならない。
2. 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、受注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、受注者が当該埋蔵物の発見者としての権利を保有する。

#### 1-1-22 諸法令等の遵守

1. 受注者は、当該工事に関する諸法令等を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の適用運用は、受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令等は以下に示すとおりである。

##### (1) 労働安全、雇用、健康保険、共済等

- ① 労働基準法
- ② 労働安全衛生法
- ③ じん肺法
- ④ 雇用保険法
- ⑤ 労働者災害補償保険法
- ⑥ 健康保険法
- ⑦ 中小企業退職金共済法
- ⑧ 下請負代金遅延等防止法
- ⑨ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律
- ⑩ 作業環境測定法
- ⑪ 出入国管理及び難民認定法
- ⑫ 石綿による健康被害の救済に関する法律
- ⑬ 酸素欠乏症等防止規則
- ⑭ 職業安定法
- ⑮ 最低賃金法

##### (2) 道路、河川、海上、公園、軌道、航空、文化財等

- ① 道路法
- ② 道路交通法
- ③ 道路運送法
- ④ 道路運送車両法
- ⑤ 河川法
- ⑥ 海岸法
- ⑦ 都市公園法
- ⑧ 港湾法
- ⑨ 公有水面埋立法
- ⑩ 軌道法

- ⑪ 文化財保護法
- ⑫ 駐車場法
- ⑬ 港則法
- ⑭ 漁港法
- ⑮ 河川法施工法
- ⑯ 電波法
- ⑰ 砂利採取法

(3) 環境、危険物、廃棄物等

- ① 環境基本法
- ② 火薬類取締法
- ③ 大気汚染防止法
- ④ 騒音規制法
- ⑤ 振動規制法
- ⑥ 水質汚濁防止法
- ⑦ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑧ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ⑨ 土壌汚染対策法
- ⑩ 大阪府生活環境の保全等に関する条例
- ⑪ 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
- ⑫ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ⑬ ダイオキシン類対策特別措置法
- ⑭ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ⑮ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法
- ⑯ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律

(4) 各種事業法等

- ① 水道法
- ② 建設業法
- ③ 消防法
- ④ 下水道法
- ⑤ 電気事業法
- ⑥ ガス事業法
- ⑦ 電気通信事業法
- ⑧ 警備業法
- ⑨ 電気用品安全法
- ⑩ 電気工事士法
- ⑪ 電気工事の業務の適正化に関する法律
- ⑫ 製造物責任法

(5) 都市計画、建築、測量等

- ① 測量法
- ② 都市計画法
- ③ 建築基準法

(6) その他

- ① 著作権法
- ② 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ③ 大阪市条例及び同規則
- ④ 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- ⑤ 地方自治法
- ⑥ 技術士法
- ⑦ その他関係諸法令・規則

2. 受注者は、労働基準法等の趣旨に則り、労働時間について遵守しなければならない。

3. 受注者は、道路法、道路運送車両法及び道路交通法の趣旨に基づき、資材運搬等に必要な車両の諸元について、当該法律を遵守しなければならない。

なお、道路法47条第1項に該当する車輛を通行させる際には、事前に道路管理者の許可を得るものとする。

4. 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令等に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに書面にて監督員に報告し、確認を求めなければならない。

5. 受注者は、諸法令や諸法規を遵守し、これらに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

6. 以下の安全管理に関する法令に関連する作業を実施する際には、法令を遵守し施工すること。また、施工後に日報に写真を添付する等、安全対策に係る施工状況の写真を3日以内に監督員へ提出すること。

・建設工事公衆災害防止対策要綱 土留工の設置（掘削深1.5m超は土留工を施す）

・労働安全衛生規則 高所作業での転落防止対策の実施

・クレーン等安全規則 吊荷の下に入らないこと

なお、土木工事安全施工技術指針で定める「すかし掘り」は危険な施工であるためしないこと。

#### 1-1-23 官公庁等への手続等

1. 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。ただし、関係官公庁及びその他の関係機関に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、随時監督員に報告しなければならない。

2. 受注者は、工事施工に当たり、受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難しい場合は監督員の指示を受けなければならない。

3. 受注者は第2項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した書面により事前に監督員に報告しなければならない。
4. 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾を得たときは、その写しを監督員に提出しなければならない。
5. 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合、これを遵守しなければならない。ただし、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
6. 受注者は、工事を施工するための現場事務所等を設置する場合、火災予防条例に基づき事前に監督員の確認を得た上で、当該場所を管轄する消防署と協議し確認を行い、「工事を施工するための現場に設ける事務所等の届出書」（大阪市）又は「防火対象物使用開始届」（大阪市以外）を、使用開始の7日前までに消防署長あてに届出しなければならない。（大阪市火災予防条例第58条、守口市門真市消防組合火災予防条例第43条、枚方寝屋川消防組合火災予防条例第43条）

#### 1-1-24 提出書類

1. 受注者は、設計図書に定める提出書類を指定の期日までに、発注者に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。
2. 契約書第1条第4-5項の規定による書面は、契約図書の定め、又は発注者若しくは監督員の指示がある場合を除き、「請負工事協議等（録）」（第7編 様式-21）によるものとする。
3. 受注者は、工事施工に必要な関係書類（請負工事協議等（録）及びその他会議・打合せ等の議事録の速やかな作成を含む）を常に整備し、監督員の指示するものについてはその期日までに提出しなければならない。
4. 受注者が、監督員若しくは発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者においてその様式を定め、提出するものとする。ただし、監督員若しくは発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
5. 受注者は、書類の提出、または提示を監督員が請求した場合、これに従わなければならない。また、提出等書類（監督員からの返還書類含む。）は一括して保管しておくものとする。
6. 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式（様式-46）により、監督員に提出することができる。

#### 1-1-25 不可抗力による損害

1. 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けると思われる場合は、直ちに「損害発生通知書」（第7編 様式-33）を監督員に提出しなければならない。
2. 契約書第30条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波に起因する場合、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般の物件にも影響を及ぼしたと認められる場合をいう。
3. 契約書第30条第2項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは本章1-1-43 工事中の安全確保、本章1-1-47 交通安全管理 及び契約書第27

条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等、受注者の責によるとされるものをいう。

#### 1-1-26 特許権等

1. 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等が対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第9条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行なう前に、監督員と協議をしなければならない。
2. 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、書面により監督員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。
3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物について、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができるものとする。

#### 1-1-27 工事従事者の管理

1. 受注者は、工事従事者（下請負人、またはその代理人若しくはその作業員他これに準ずる者を含む。以下同じ。）の雇用形態、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分把握し、適正な労働条件を確認しなければならない。
2. 受注者は、工事従事者に対し、適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

#### 1-1-28 保険の付保及び事故の補償

1. 受注者は、作業船を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。
2. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、工事従事者が、これらの該当する保険に加入していることを確認しておかなければならない。
3. 受注者は、工事従事者の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
4. 受注者は、労災保険加入証明書（第7編 様式-14）を現場施工前までに、発注者に提出しなければならない。工期が延期の場合は、その契約変更後10日以内に同様に提出しなければならない。
5. 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、契約金額2,000万円以上のすべての工事について、掛金収納書及び共済証紙購入枚数説明書（第7編 様式-15、16、41）を工事請負契約締結後1箇月以内及び工事完了後速やかに提出しなければならない。なお、購入枚数と貼付枚数に差がある場合は、その理由を報告しなければならない。また、契約変更により契約金が増額し対象となる労働者の増加が予測される場合は、証紙を追加購入し、変更後、速やかに収納書及び説明書を提出しなければならない。共済証紙を購入せずに収納書を提出しない場合は、説明書にその理由を記載

して提出しなければならない。

### 1-1-29 現地調査

受注者は、工事を安全かつ迅速に進めるとともに沿道家屋等の被害を防止するため、工事開始日後速やかに現地調査を実施し、その結果を工事に反映させなければならない。

#### 1. 沿道調査

- (1) 受注者は、工事施工により第三者の建物等に損害が生じる恐れのある場合、当該物件を着手日前の状態を調査（事前調査）しなければならない。
- (2) 受注者は、沿道家屋等の出入口の状態（既存の車の出入口、将来計画の有無、出入口の位置や幅並びに工事計画高さとの高低差）並びにその使用実態を調査しなければならない。
- (3) 受注者は、深い掘削を行う場合や深い基礎を施工する場合、周辺の井戸等の位置及び使用実態を調査しなければならない。

#### 2. 地下埋設物調査

地下埋設物とは、埋設管、ケーブル、人孔等それらの付属物及び地下に構築された構造物、地上構造物の基礎及びアンカー、埋蔵文化財等とする。

- (1) 受注者は、地下埋設物の存在が予想される場所においては、埋設物管理者と十分協議し、埋設物管理者等の立会及び保管する台帳等に基づいて、人力により試験掘を行い、その埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を原則として目視により確認しなければならない。
- (2) 受注者は、工事場所において杭、矢板等を打設し又は穿孔等を行う必要がある場合、埋設物がないことがあらかじめ明確である場合を除き、埋設物の予想される位置を深さ3.0mまでは試験掘を行い、それより深い所については確実な方法で探査しなければならない。埋設物の存在が確認されたときは、可能な限り露出させなければならない。
- (3) 受注者は、工事施工中において管理者の不明な埋設物が露出した場合、埋設物に関する調査を再度行い、関係する管理者の立会を求めて、安全を確認した後に処置しなければならない。
- (4) 受注者は、工事施工中地下埋設物の十分な保安全管理を行い、工事中の損傷及びこれによる災害の防止に努めなければならない。

#### 3. 地上物件調査

受注者は、工事施工に関する電柱、架空線、信号機、人孔、道路標識、路面標示等の占有物件並びにその他の路上施設、不法物件等について、位置と高さを平面図に記入し、必要に応じ管理者と協議しなければならない。

#### 4. 土質調査、交通量調査

受注者は、監督員が指示した場合に、土質調査、交通量調査等を実施しなければならない。

#### 5. 調査結果提出

受注者は、調査の結果として各埋設物の配置図、試験掘成果図及び試験掘写真、地上物件の調査写真等の調査書を作成し、監督員及び埋設物管理者に提出するとともに、現場にも常備しておかなければならない。なお、調査結果については、作業員一人ひとりに周知徹底し

なければならない。

また、現地調査に伴う写真撮影には、工事名、場所、内容、寸法、年月日等を記入した掲示板を添えなければならない。

#### 1-1-30 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を取らなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に報告しなければならない。
2. 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的、または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求できる。

#### 1-1-31 現場代理人及び主任技術者（または監理技術者）等

1. 契約書第 11 条の規定に基づく現場代理人、主任技術者（または監理技術者、監理技術者補佐）及び専門技術者（これらを総称して以下「現場代理人等」という。）について、「現場代理人及び主任技術者 監理技術者 監理技術者補佐 専門技術者選任通知書」（第 7 編 様式-2）及び「工事担当技術者写真票」（第 7 編 様式-2 の 2）を作成し、監督員に提出しなければならない。また、現場代理人等を変更したときは、「現場代理人等変更理由通知書」（第 7 編 様式-31）及び「工事担当技術者写真票」を提出（変更が生じたときから 10 日以内）しなければならない。
2. 前項に規定する現場代理人については、受注者の直接的な雇用関係にある自社社員であるとともに、かつ工事現場の運営、取締りが行える知識と経験を有する者を受注者は選任し、他の工事に従事させてはならない（関連工事における随意契約を除く。）また、営業所に置かれる経營業務の管理責任者、営業所に置く専任の技術者でないものとする。
3. 受注者は、発注者が前項に規定する雇用関係を確認するため、「現場代理人 主任技術者 専門技術者経歴書」（第 7 編 様式-4）及び「受注者に所属することを証する書面」届出書」（第 7 編 様式-5）を作成（公的に雇用関係を証するものの写しを添付する。以下同じ。）し、監督員に提出しなければならない。また、現場代理人を変更したときも同様に提出（変更が生じた日から 10 日以内）しなければならない。

（公的書類例）

- ・健康保険被保険者証（所属会社の判るもの）
- ・標準報酬決定通知書
- ・雇用保険における被保険者証
- ・雇用保険における被保険者通知書（事業主通知用）
- ・市町村発行特別徴収税額決定書（特別徴収義務者用）
- ・その他、公的書類で雇用が確認できる書類

4. 受注者は、第 1 項に規定する主任技術者及び専門技術者（以下「主任技術者等」という。）について、「現場代理人 主任技術者 監理技術者 監理技術者補佐 専門技術者経歴書」（第 7

編 様式-4) 及び「受注者に所属することを証する書面」届出書」(第7編 様式-5)を作成し、請負契約締結後21日以内に監督員に提出しなければならない。また、主任技術者等を変更したときも同様に提出(変更が生じた日から10日以内)しなければならない。

5. 受注者は第1項に規定する監理技術者について、「現場代理人 主任技術者 監理技術者 監理技術者補佐 専門技術者経歴書」(第7編 様式-4) 及び「監理技術者資格者証」「監理技術者講習修了証」届出書」(第7編 様式-3)を作成し、請負契約締結後21日以内に監督員に提出しなければならない。また、監理技術者を変更したときも同様に提出(変更が生じた日から10日以内)しなければならない。

6. 元請の監理技術者に関し、これを補佐する者(これを監理技術者補佐という。)を置く場合は、元請の監理技術者の複数現場の兼任を容認する。

なお、兼任する監理技術者は「特例監理技術者」という。

7. 監理技術者補佐の要件は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者とする。

ただし、兼任できる工事件数の数は、2件とし、兼任できる工事の範囲は市内で施工を行う本市発注工事とする。

8. 受注者は、契約書第11条第2項の規定に基づき、現場代理人を工事現場に常駐させてその運営、取締りを行わせ、工事現場の管理にあたらせなければならない。この場合において、工事現場に常駐とは、特別の理由がある場合を除き常に施工作业中の当該工事現場に滞在していることをいう。

9. 受注者は、第3項から第4項に規定する現場代理人等の雇用関係が確認できない場合及び疑義がある場合は、契約解除、入札参加資格停止等の措置を行うものとする。

10. 現場代理人、監理(主任)技術者、監理技術者補佐、専門技術者は、施工計画打合せ時に、その本人確認ができる公的証明書等(国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書、免許証、許可証、資格証明書等で、いずれも顔写真入りのものに限る)を監督員に提示しなければならない。ただし、提示すべき公的証明書等を所持していない場合は、監督員と協議しなければならない。

#### 1-1-32 工事の下請負

1. 受注者は、契約書第7条の規定及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「入札契約適正化法」という。)」の定めに基づき、工事を一括して、他人、または建設業を営む者等の第三者(以下「下請負人」という。)に請け負わせてはならない。

2. 受注者は、工事を下請負に付する場合には、契約書第8条の規定に基づき、「下請負人契約通知書」(第7編 様式-7)を発注者に提出しなければならない。また、下請負人(二次以降全ての下請負人を含む。以下同じ。)を変更したときは、その理由を付し同様に提出(変更が生じた日から10日以内)しなければならない。ただし、施工体制台帳(様式-10~12)が提出されている下請負人については、「下請負人契約通知書」の提出は不要とする。

3. 受注者は、発注者及び官公署等からの指示事項等を下請負人に周知しなければならない。

4. 受注者は、工事を下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければ

ばならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負人が、大阪市入札参加有資格者である場合には、入札参加資格停止期間中でないこと。
- (3) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。
- (4) 下請負人は、建設業法に違反する者でないこと。
- (5) 受注者は、下請負人が建設業法等の関係法令に違反しないよう指導を行うとともに、建設業法令遵守ガイドライン（国土交通省最近改訂平成29年3月）に基づき、下請負人と対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図らなければならない。

5. 受注者は、全ての次数の下請負人（建設事業者に限る。）の社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険をいう。）の加入状況を確認し、発注者に報告するとともに、作業員名簿（様式-10の2）を作成し、発注者に提出しなければならない。また、やむを得ず、社会保険等の未加入の建設事業者を下請負人とする場合には、下請負人に対して、社会保険等に未加入である旨を「社会保険等未加入状況報告書」（第7編 様式-8）により発注者に報告するとともに未加入である旨を発注者が社会保険担当機関に通報することを周知しなければならない。

#### 1-1-33 工事施工体制の確立

1. 受注者は、適正な施工体制の確立を図るため、建設業法に基づいて的確に建設工事の施工体制を把握し、体制の確立を図らなければならない。
2. 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結する場合は、建設業法の定めに基づき、施工体制台帳（「下請負人に関する事項」「建設業法・雇用改善法等に基づく届出書（変更届）（再下請負通知書）」を含む）を所定様式（第7編 様式-10~12）により作成し、工事現場に備えるとともに、下請契約締結後10日以内に入札契約適正化法の定めに基づき監督員に提出しなければならない。
3. 受注者は、前項に規定する施工体制台帳に建設業法施行規則に定められる添付書類を添付しなければならない。
4. 第2項の受注者は、建設業法の定めに基づき、各下請業者の施工の分担関係を表示した施工体系図を所定様式により作成し、入札契約適正化法の定めに基づき、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、下請契約締結後10日以内に監督員に提出しなければならない。
5. 第2項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度に監督員に提出（変更が生じた日から10日以内）しなければならない。
6. 受注者は、下請負契約の請負代金額に関わらず、配置予定技術者等の設置状況その他工事現場の施工体制が、施工体制台帳、施工体系図及びその他の提出書類の記載に合致しているかどうかの確認を監督員から求められた場合は、これに応じなければならない。

#### 1-1-34 受注者相互の協力

受注者は、契約書第3条の規定に基づき、隣接工事又は関連工事の受注業者（以下「受注業

者」という。)と相互に協力し、工事を円滑、かつ安全に施工しなければならない。なお、受注業者との打合せ事項等は関係資料を添えて、監督員に提出しなければならない。また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

#### 1-1-35 工事の一時中止

1. 発注者は、契約書第21条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、本章1-1-30 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合。

(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合。

(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合。

(4) 第三者、受注者、工事従事者及び監督員の安全のため必要があると認めた場合。

2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。

3. 前2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を作成のうえ、監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。

また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

4. 以下の項目に該当する25日相当日の車線規制を伴う昼間路上工事については、工事を抑制しなければならない。

##### (1) 実施日

毎月の25日。ただし、25日が土日祝日の場合は、その前の平日に振り替える。なお、天候等により工事を行わなかった場合には、別日に振り替える必要はない。

##### (2) 対象工事

車線規制を伴う工事。ただし、以下の工事は除く。

① 切り回し等により工事前の車線数が確保されている場合。

② 緊急に工事を行う必要のある場合。

③ 地元等との調整の結果、やむを得ず当該日に工事を行う必要のある場合。

④ 路線清掃等の移動を行う場合。ただし、交通規制を伴う除草、剪定作業は中止の対象とする。

⑤ 上記以外で特別の事情による工事を行う必要がある場合。

##### (3) 対象路線

大阪市内の縮減対策対象路線(49路線)。受注者は、詳細について監督員に確認しなければならない。

## 1-1-36 建設副産物

1. 受注者は、工事により生じる建設副産物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」を遵守するほか、設計図書に基づき措置しなければならない。

ただし、設計図書に表示がない場合は、監督員と協議しなければならない。

2. 受注者は、建設副産物対策として、発生抑制を考慮した工法・資材の採用、処理方法に応じた分別の徹底、破碎・脱水・乾燥等による減量化に努めなければならない。

3. 受注者は産業廃棄物の適正処理を計画的かつ効率的に行うものとし、工事現場から発生する産業廃棄物の処理計画について、種類毎の発生量と分別・保管・運搬・中間処理・最終処分等の方法を施工計画書に記載しなければならない。

4. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督員の承諾を得なければならない。

5. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(国土交通事務次官通達、平成18年6月12日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

6. 受注者は、建設副産物の搬出にあたり、次の各号に掲げるところにより適宜確認し、適正に処理するものとする。

~~(1) 夢洲基地に搬入指定の建設発生土について、設計図書の定めに基づき処理しなければならない。建設土砂搬入カード等の運用を照合するとともに、毎月一回その運用実績を所定様式により作成し、発生土計量伝票を添付の上、監督員に提出しなければならない。~~

~~(2) 再資源化施設等、最終処分場に搬入する建設発生土及び産業廃棄物を処理する前に、委託契約書(搬出事業者、収集・運搬業者、中間処理または最終処分業者との契約書)の写し及び収集・運搬業者、中間処理、または最終処分業者の許可証の写しを施工計画書に添付しなければならない。~~

(2) 建設発生土について、毎月一回、処分実績を残土処分明細報告書(第7編 様式-103)により作成し、計量伝票を添付の上、監督員に提出しなければならない。

(3) 産業廃棄物について、産業廃棄物管理票(紙マニフェストまたは電子マニフェスト)により、処理実績を照合確認するとともに、毎月一回、建設系廃棄物搬出報告書を(第7編 様式-101)により作成し、紙マニフェストの場合はその写し、電子マニフェストの場合はその一覧表を添付の上、監督員に提出しなければならない。

令和4年度からの発注工事については、電子マニフェストの使用を義務化し、原則紙マニフェストは使用しないものとする。

(4) 監督員が確認後に返還した(2)に規定する残土処分明細報告書発生土計量伝票及び(3)に規定する紙マニフェストの写しは、整理保管のうえ、工事検査時、現場確認検査時